

中小企業の皆さまへ



信用保証のご案内

2026年度版



Credit Guarantee Guide

INDEX

- 1. 北海道信用保証協会とは P1
- 2. 保証をご利用いただける方 P3
- 3. よくあるご質問 P4
- 4. ライフステージに応じた豊富な保証メニュー P5-6
- 5. モニタリング強化型特別保証について P7-8
- 6. 信用保証料について P9
- 7. 経営者保証について P10
- 8. 経営支援メニュー P11-12
- 9. さまざまな支援メニュー P13-14
- 10. お問い合わせ窓口 P15
- 11. 本支店のご案内 P16





1 北海道信用保証協会とは？

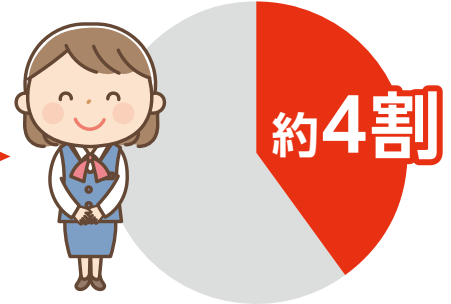
法律に基づき設立された**公的機関**です。

(信用保証協会法)

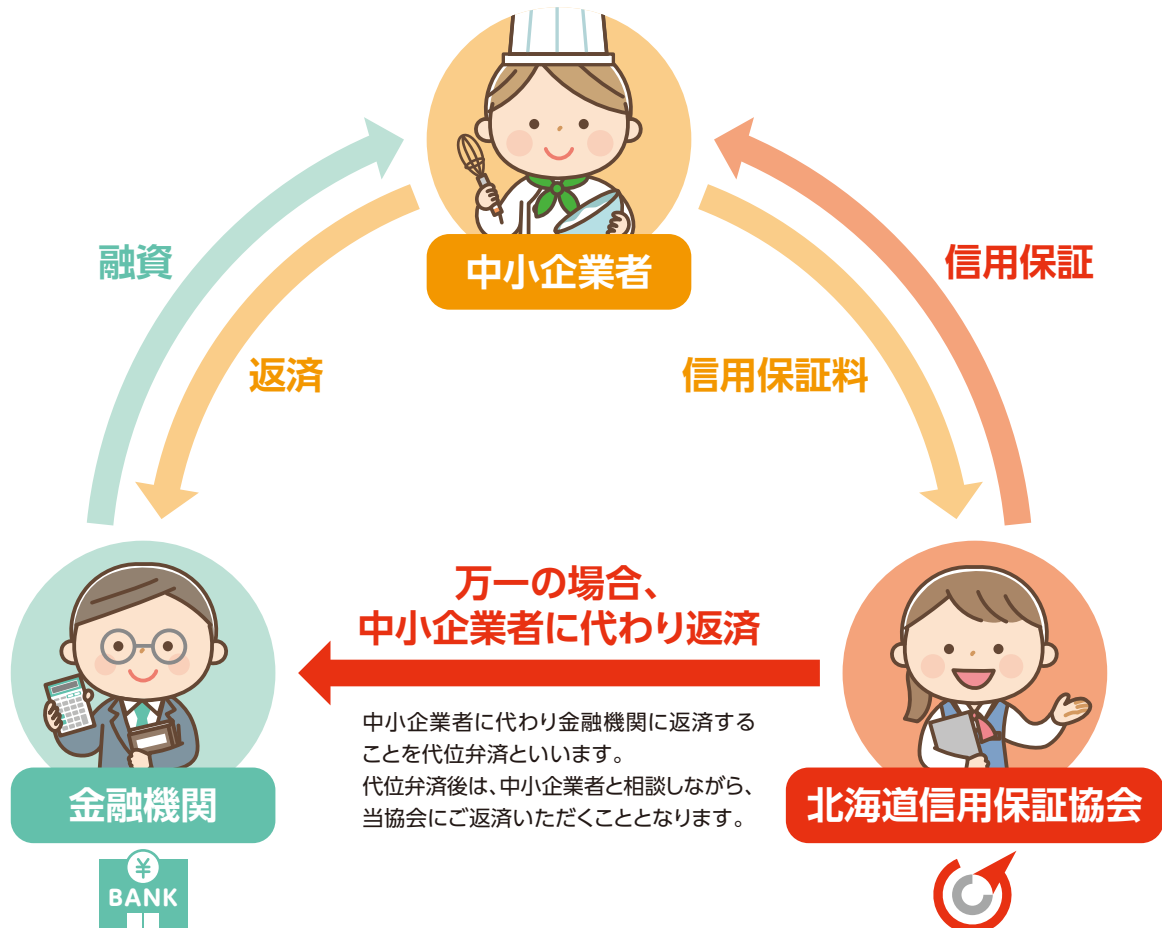
中小企業・小規模事業者の皆さまが、金融機関から事業に必要な資金の融資を受けるとき、その保証人となり、借入れをスムーズにする公的機関です。

全国に51の信用保証協会があり、各地域に密着して業務を行っています。

道内中小企業者の
約4割が利用しています。



信用保証の仕組み





信用保証協会ご利用のメリット

メリット①

無担保でのご利用が可能



メリット②

金融機関と取引が初めての場合でも利用が可能



メリット③

ニーズに応じた資金調達が可能



メリット④

融資枠の拡大を図ることが可能



メリット⑤

創業や新規事業に関する資金調達が可能



メリット⑥

さまざまな経営支援メニューの利用が可能



お申込みからご融資までの流れ(例)



申込

金融機関を通じてお申込みいただけます。金融機関を紹介することも可能です。



保証承諾

事業内容や計画、返済見通し等をもとに保証の諾否を決定し、金融機関へ通知します。



融資実行

保証承諾の通知を受けた金融機関が融資を行います。



2 保証をご利用いただける方

当協会をご利用いただけるのは、道内に事業所を有し、事業を営んでいる個人事業主、法人(会社・組合・その他法人)です。

個人
事業主

住所または事業所の
いずれかが道内にある

法人



本店または事業所の
いずれかが道内にある




資本金、従業員数の
要件等に合致している
事業者であれば
ご利用いただけます。






会社の場合は、常時使用する従業員数または資本の額(出資の総額)のいずれかが次の表に該当することが必要です。ただし、個人および医業を主たる事業とする法人や特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、従業員数のみが該当すれば対象となります。

業種	 製造業等 (運送業・建設業・ 鉱業等を含む)	 政令特例業種 ゴム製品製造業 (自動車または航空 機用タイヤおよび チューブ製造業なら びに工業用ベルト 製造業を除く)	 卸売業	 小売業 (飲食業を含む)	 サービス業	 政令特例業種 ソフトウェア業・情報 処理サービス業	 旅館業
資本金・ 出資金	3億円以下	3億円以下	1億円以下	5,000万円 以下	5,000万円 以下	3億円以下	5,000万円 以下
従業員数	300人以下	900人以下	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下	200人以下

医業については次のとおりです。

業種	 医業
従業員数	個人100人以下 法人300人以下

特定非営利活動法人(NPO法人)

業種	 製造業	 卸売業・ サービス業	 小売業 (飲食業を含む)
従業員数	300人以下	100人以下	50人以下

農業、林業、漁業、金融・保険業および公序良俗に反する遊興娯楽業や風俗営業等の一部は保証の対象となりません。また、許可、認可、届出等を必要とする業種では、当該事業に係る許可等を受けていることの確認が必要です。詳しくは、担当窓口へご相談ください。

※反社会的勢力は信用保証の対象となりません。



3 よくあるご質問



Q 信用保証協会を利用したい場合、どうすればよいですか

A お取引ある金融機関にご相談いただくか、直接当協会の窓口にご相談ください。
当協会では札幌本店のほか、道内9ヵ所に支店を設けています。

Q 利用する場合、費用はかかるのでしょうか

A 金融機関から融資を受ける際に「信用保証料」がかかります。
それ以外の費用は一切かかりません。信用保証料の詳細は9ページをご確認ください。



Q どのような審査がありますか

A 決算書(確定申告書)などの財務内容や、企業の将来性、経営意欲、資金使途、返済能力等を総合的に審査します。状況によっては直接お話を伺う場合もあります。

Q 連帯保証人(経営者保証)は必要ですか

A 必要となる場合があります。
経営者保証を不要とする取扱いもございますので、詳細は10ページをご確認ください。



Q これから事業を始めるのですが、申込はできるのでしょうか

A これから創業される方、創業間もない方もお申込みいただけます。

個人情報の取扱いについて



「個人情報の保護に関する法律」に基づき、当協会の保証をご利用の際は、当協会所定の「個人情報の取扱いに関する同意書」により、個人情報の第三者提供等に関して予めお客さまのご同意をいただいております。

保証のご利用にあたって、ご提供いただいたお客さまの個人情報は、金融機関・信用保証協会が適切に管理し、法律に定められた一定の場合を除き、予めお客さまのご同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。
ただし、「個人情報の取扱いについて」に掲げる関係機関には、信用補完制度の適正な維持・運営等のため、必要に応じてお客さまの個人情報を提供させていただく場合がありますが、これらの関係機関においても、利用目的の範囲を超えて、個人情報を取扱うことはありません。



4 ライフステージに応じた豊富な保証メ

創業関連保証

新たに創業される方、
創業後5年未満の方向け

保証限度額

3,500万円

スタートアップ創出促進保証

新たに創業される方、
創業後5年未満の法人
向け
経営者保証が不要

保証限度額

3,500万円

小口零細企業保証

従業員が20人以下^{*}
の小規模事業者向け
^{*}商業・サービス業は5人
以下

保証限度額

2,000万円

短期継続保証

短期資金の継続利用で
資金繰りを安定させた
い方向け

保証限度額

3,000万円

サポート3000 ~業績向上応援保証

業績向上を目指し、
経営改善に取り組む方
向け

保証限度額

3,000万円

保証料
10%割引

スクラム5000 ~協調融資型保証

金融機関のプロパー融
資と協調した資金調達
を行いたい法人向け
^{*}業歴2年以上など要件あり

保証限度額

5,000万円

協調支援型特別保証

金融機関のプロパー融
資と協調した資金調達
を行いたい方向け

保証限度額

普通保証 2億円
無担保保証 8,000万円

保証料
補助あり

ABL保証 ~流動資産担保融資保証

売掛債権や棚卸資産を
担保とした多様な資金
調達を行いたい方向け
経営者保証が不要

保証限度額

2億円

令和8年3月創設

モニタリング強化型特別保証

定期的なモニタリング
を通じて、経営課題を
早期に把握したい方
向け

保証限度額

普通保証 2億円
無担保保証 8,000万円

保証料
補助あり

セーフティネット保証

~経営安定関連保証

取引先の倒産や自然
災害により経営の安定
に支障が生じている方
向け

保証限度額

普通保証 2億円
無担保保証 8,000万円

BCP策定サポート保証

事業継続計画(BCP)
策定または見直しを行
い、災害に備える取
組みを行う方向け

保証限度額

普通保証 2億円
無担保保証 8,000万円

保証料
10%割引

創業期

事業をはじめたい

成長・安定期

安定した経営を継続したい

危機発生時

災害や経済危機に備えたい

各保証制度の詳細については、ホームページをご覧ください

みらいにつなぐ

～未来につなぐ地域社会応援保証

SDGs等の取り組みを進め地域社会の形成に積極的に取り組む方向向け

保証料	10%割引
保証限度額	
普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円

すこやか北海道

～健康宣言企業応援保証

従業員等の健康維持・増進に積極的に取り組む方向向け

保証料	10%割引
保証限度額	
普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円

特定社債保証

社債の調達により長期の安定した資金調達を行いたい方向向け
経営者保証が不要

保証料	20%割引
保証限度額	
	4億4,800万円

スーパー130

～特別推せん保証

金融機関本支店長が推せんする事業者向け
※一定の財務要件あり

保証料	20%割引
保証限度額	
	1億3,000万円

経営改善サポート保証

～事業再生計画実施関連保証
【経営改善・再生支援強化型】

経営サポート会議や中小企業活性化協議会等が関与した計画に基づき事業再生を目指す方

保証料	補助あり
保証限度額	
普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円

事業承継特別保証

今後の事業承継に備え、資金調達や既存借入の借換を行いたい方向向け
経営者保証が不要

保証限度額	
普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円

経営承継借換関連保証

事業承継時に既存借入の借換を行いたい方向向け
経営者保証が不要

保証限度額	
普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円

経営承継関連保証

他の人が持っている当社の株式を、当社で取得したい方向向け

保証限度額	
普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円

特定経営承継関連保証

新たに代表者に就任したので、当社の株式を取得したい方向向け

保証限度額	
普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円

経営承継準備関連保証

事業承継に起因するM&Aに伴い、他社の株式や事業用資産を取得したい方向向け

保証限度額	
普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円

特定経営承継準備関連保証

現在は従業員だが、将来的に代表者に就任予定で、今から当社の株式を取得しておきたい方向向け

保証限度額	
普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円

事業承継サポート保証

他社株式を取得し子会社化する資金の借入を行いたい持ち株会社向け

保証限度額	
普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円

拡大期

事業を大きくしたい

再生期

経営を再生したい

事業承継時

後継者にバトンタッチしたい

詳しくはこちら



北海道の融資制度についてはこちら



札幌市の融資制度についてはこちら



その他市町村の融資制度についてはこちら





5 モニタリング強化型特別保証について

令和8年3月16日から新たな保証制度「**モニタリング強化型特別保証**」の保証申込受付を開始しました。

モニタリング強化型特別保証は物価高や人手不足等多様な経営課題を抱える中小企業者の事業の成長や立て直しに向けた資金需要等に応えることで、資金繰りの円滑化を図るとともに、中小企業者が認定経営革新等支援機関と連携の下、定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営状況の改善に資することを目的とする保証制度です。

制度概要

資格要件	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。									
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円) 普通保証 2億円(組合等の場合は4億円) 無担保保証 8,000万円 ※一般関係の普通保証、無担保保証のみ成立し、特例関係の保証は成立しない。									
保証形式	個別保証	資金用途	事業資金							
保証割合	責任共有対象	返済方法	一括返済または分割返済							
保証期間	①一括返済の場合 1年以内 ②分割返済の場合 10年以内(据置期間は運転資金1年以内、設備資金および運転設備資金3年以内)									
保証料率	借入金額に対し次の表に定める料率を適用する。なお、当協会への保証申込日が令和8年3月16日から令和9年3月31日までの場合、次の表に定める補助率に相当する額を国が補助する。 ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。									
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	補助率(%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
	お客様負担(%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23
	※令和9年4月1日以降の保証申込にかかる保証料補助の実施は未定									
担保	必要となる場合がある	貸付形式	証書貸付または手形貸付							
保証人	必要となる場合がある	貸付金利	金融機関所定利率							
添付資料	当協会所定の申込資料のほか、「モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書」の添付が必要。									
取扱期間	令和8年3月16日から令和11年3月31日までに当協会が保証申込を受け付けたもの									



認定経営革新等支援機関とは


中小企業等経営強化法第31条第1項に規定する主務大臣の認定を受けた経営革新等支援事業を行うもの。専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ税理士、公認会計士、弁護士、金融機関などを国が審査し、経営革新等支援機関として認定しています。


金融機関の責務及び報告並びにEBPMに伴う情報提供

金融機関は次の(1)～(3)の責務を負います。

- (1) 金融機関は、原則として、年に1回中小企業者から経営状況等の報告を受けるとともに、随時、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けるものとする。
- (2) 金融機関は、原則として、貸付実行日の属する事業年度から5事業年度(以下「モニタリング期間」という。)にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の経営状況等を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、申込金融機関、融資実行年月、認定経営革新等支援機関名、認定経営革新等支援機関ID、認定経営革新等支援機関種別及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- (3) 金融機関は、モニタリング期間中に、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けた場合、信用保証協会に対し報告し、原則として、中小企業者、認定経営革新等支援機関及び信用保証協会との対話を通じて、追加的な経営支援を検討するものとする。

モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書(様式)





本様式作成日を記入してください


押印は不要です

事業者名は提供されませんが、国への情報提供があるので申込金融機関から説明を受けてください

資格要件における認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合に記入が必要です

押印は不要です

認定経営革新等支援機関の押印は必要です



期中管理(モニタリング)について

モニタリング強化型特別保証の融資実行後、貸付実行日の属する事業年度から5事業年度にわたって、「①月次管理」「②経営状況の変化に関する報告」「③モニタリング報告」が必要です。

①月次管理

中小企業者と認定経営革新等支援機関は連携し、中小企業者の事業年度を基準として、貸付実行日の属する事業年度から5事業年度(以下「モニタリング期間」)にわたって、月次で財務状況や資金繰り状況等の把握が必要です。

②経営状況の変化に関する報告

- ・モニタリング期間において、「今後6ヵ月以内に資金不足が懸念されるとき」「経営状況の変化に関する報告を行うことが必要と判断したとき」は、中小企業者と認定経営革新等支援機関は連携して、「経営状況の変化に関する報告書」を作成し、金融機関と当協会に報告が必要です。
- ・報告書提出後、中小企業者・認定経営革新等支援機関・金融機関・当協会の4者協議を開催し、今後の経営支援、金融支援の必要性について協議、検討します。

③モニタリング報告

- ・モニタリング期間において、年に1回、中小企業者と認定経営革新等支援機関が連携のうえ「モニタリング報告書」を作成し、事業者の決算期に応じて(※1)金融機関に報告が必要です。
- ・金融機関は、中小企業者から報告を受けた後、決算期に応じて(※2)年に1回、当協会に報告します。
- ・当協会は、金融機関から報告を受けた後、経済産業省に対してモニタリング報告の一部を提出します。

※1 中小企業者から金融機関への提出
決算期が 4～9月の場合：12月中 / 決算期が10～3月の場合：6月中

※2 金融機関から当協会への提出
決算期が 4～9月の場合：1月中 / 決算期が10～3月の場合：7月中



6 信用保証料について

当協会をご利用される際、金融機関への借入利息のほか、信用保証料をご負担いただくことになります。

信用保証料はお客様の経営状況に応じて原則として9つの料率区分に分かれています。

■保証料率区分表

(年率%)

	保証料率区分								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50



基本的な信用保証料の計算方法

満期一括返済

$$\text{借入金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月)} / 12 = \text{信用保証料}$$

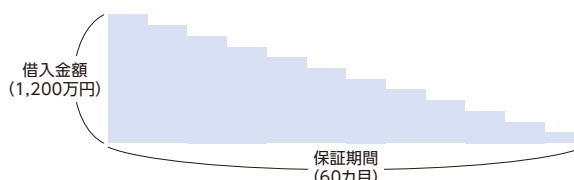
(例) ●借入金額 1,200万円
 ●保証料率 年1.15%
 ●保証期間 24ヵ月
 $1,200\text{万円} \times 1.15\% \times 24 / 12 = 276,000\text{円}$



均等分割返済

$$\text{借入金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月)} / 12 \times \text{分割係数} = \text{信用保証料}$$

(例) ●借入金額 1,200万円
 ●保証料率 年1.15%
 ●保証期間 60ヵ月
 ●返済方法 1ヵ月目から60ヵ月目まで
 1ヵ月ごと200,000円返済
 $1,200\text{万円} \times 1.15\% \times 60 / 12 \times 0.55 = 379,500\text{円}$



■分割係数表

分割返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

※分割係数…分割返済による返済の進捗を考慮した掛目のことです。信用保証料が貸付残高の減少に対応するように設定しています。

料率が一律の保証について

- ・創業関連保証
- ・スタートアップ創出促進保証
- ・経営安定関連保証(セーフティネット保証)
- ・流動資産融資担保保証(ABL保証)
- ・無担保無保証人保証(特別小口)
- ・特定経営承継準備関連保証 等

政策的な配慮から
固定の料率が
適用されます。

※信用保証料は以下の場合に0.1%割引します。

- (1) 会計参与を設置している場合
- (2) 物的担保の提供がある場合(セーフティネット保証等一部の保証は除きます)

※自治体制度融資をご利用される場合は、市町村から保証料の補助を受けられる場合があります。



7 経営者保証について

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となることを**経営者保証**といいます。保証時・期中時・事業承継(経営者交代)時において、一定の要件を満たすことで、経営者保証を不要とする取扱いができる可能性があります。

保証時の取扱い

金融機関連携型	申込金融機関にて右記の要件①または②のいずれか、および要件③を満たしていること、法人と経営者個人の一体性解消等が図られている場合。	要件①	経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある。	いずれか一方を満たしている
		要件②	経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を保証付融資と同時に実行する。	
		要件③	「直近2期の決算書において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」かつ「直近決算期において債務超過でないこと」	
財務型	「財務要件型無保証人保証制度」を利用する場合。 ～純資産額5千万円以上、自己資本比率20%以上 など一定の財務要件があります。			
担保型	申込企業または経営者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている場合。			

期中時の取扱い

経営者保証が付されている既往の保証付融資について、経営者保証の解除の要請があった場合は、借換え(新規融資)によって対応が可能ですが、金融機関連携型については、条件変更により解除することができます。

手 法	金融機関連携型	財務型	担保型
借換え(新規融資)	○	○	○
条 件 変 更	○	×	×

事業承継時の取扱い

原則として、**旧経営者、新経営者の双方から二重には保証を求めません**。企業や申込金融機関の方針を踏まえ、新経営者の保証を追加する場合は、旧経営者の保証を解除し、旧経営者の保証を解除しない場合は、新経営者の保証を追加しません。

保証時の3類型に該当しない場合、下記の制度をご検討ください

保証料上乗せによる制度	事業者選択型経営者保証非提供特別保証(国補助制度) 一定の財務要件等を満たす法人が、保証料を0.25%または0.45%上乗せすることにより、経営者保証なしで資金調達ができる制度です。 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの申込で、国から0.05%相当額の保証料補助が受けられます。	事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度) 国補助制度の対象者が、国補助制度以外のさまざまな保証制度等を利用する際、同様に保証料を上乗せすることで、経営者保証なしで資金調達ができる制度です。	詳しくはこちら
	その他 経営者保証が不要となる制度 ●スタートアップ創出促進保証 ●流動資産担保融資保証(ABL保証) ●プロパー融資借換特別保証 など		



8 経営支援メニュー

専門家派遣のご案内

ご利用いただける方

北海道信用保証協会をご利用のお客さま
(ご利用見込のお客さまもご利用いただけます)

※専門家派遣に係る費用(専門家への謝金、交通費等)は、当協会が負担します。

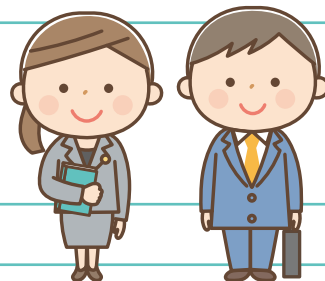
**経営のお悩み
ご相談ください**



お悩みや課題の解決に向けた取組を
専門家と保証協会がサポートします!

1 当協会の職員がお客さまの事業所へ伺います

- ・経営のお悩みやご希望する専門家についてお聞かせください。
- ・正式にご希望される場合は所定様式にご記入をお願いします。



2 当協会でお客さまに最適な専門家を選定します

主な専門家

- 中小企業診断士
- 公認会計士
- 税理士
- 社会保険労務士
- 弁護士
- ITコーディネーター
- 各種コンサルタント

※他にもさまざまな経験や知識を持った専門家があります。

よくある支援テーマ

- 原価管理
- 経営戦略
- 売上増加
- 財務分析
- ブランディング
- 新商品の開発
- POPや商品陳列方法
- 接客マナーの向上
- 工場内の製造工程やレイアウトの改善
- 収支改善
- SNSの活用

※一例となります

3 派遣スタート

- ・専門家のアドバイスを基にして、お客さまの課題の解決を図るとともに、自立的な経営改善に取り組める状態を目指します。
- ・具体的な派遣回数や実施期間については、お客さまの状況や取組内容等を踏まえ、当協会において総合的に判断いたします。

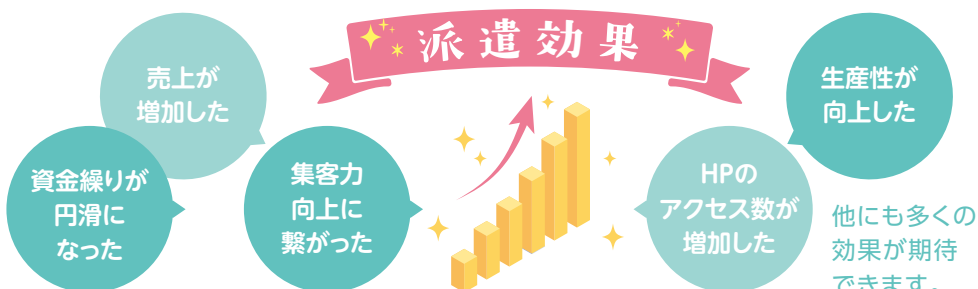
※派遣回数は、1事業年度内で最大10回まで、複数年度ご利用いただいた場合は累計15回までとなります。

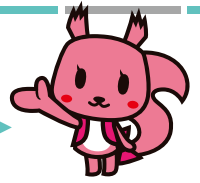
※連続して3事業年度を超えるご利用はできません。

オンライン
対応が
可能です。



専門家派遣を行った翌年度に当協会の職員が近況をお聞きします。





経営支援事例について動画公開中

ブランディングで取引先増加



課題 販路拡大に苦戦

支援内容
ブランディング(ロゴ・キャッチコピー・ストーリー制作等)
営業資料作成

効果
ブランド力強化により
取引先が3倍に増加

アドバイスを実践し業績改善



課題 売上利益の伸び悩み

支援内容
①収支改善
②売り場改善
③ブランディング

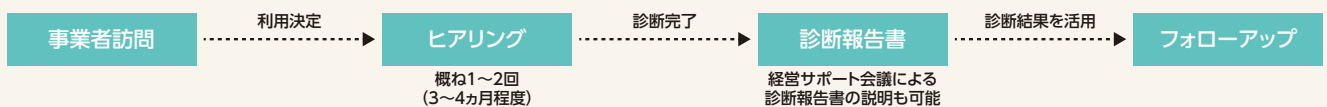
効果
より魅力的な店へと進化し
売上利益増加

オーエンチャンネル (YouTubeチャンネル)



他にもさまざまな経営支援メニューを用意しています

経営診断 お客さまから確認した内容を診断結果として取りまとめ、報告書としてお渡しします。



※当協会が選定した専門家を派遣し、お客さまの経営課題等を確認します。報告書は今後のお客さまの経営の参考資料としてご活用ください。

経営改善計画策定支援 経営改善計画の策定支援を行い、取引金融機関の合意を得たうえで、金融支援を行います。



※経営状態を把握し、経営安定のために、今後、借換(リファイナンス)または条件変更(リスク)を行う必要があると協会が判断したお客さまに対して、経営改善計画の策定支援を行います。

※経営サポート会議等にて経営改善計画を説明し、取引金融機関の合意を得たうえで、金融支援を行います(ご希望に添えない場合もあります)。

経営サポート会議

取引金融機関等の関係機関が一堂に会し、必要な経営支援と金融支援について意見交換を行う会議です。オンライン対応が可能です。



関係機関それぞれに説明したり、意見集約をすることは大変

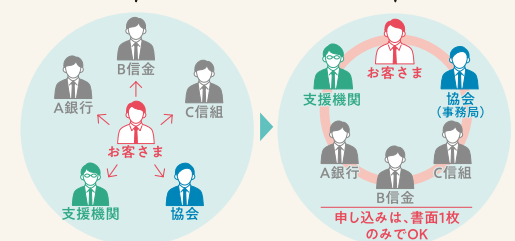
経営サポート会議を行うと一堂に会した意見交換が可能

ご利用のメリット

- 関係機関が一堂に会して意見交換を行うため、それぞれの機関と個別に相談する手間が省けるとともに、よりの確かなアドバイスを受けることができます。
- 保証協会が会議開催の日程調整を行うため、お客さまの負担軽減につながります。

活用の場

- 創業計画や経営改善計画の説明
- 返済条件見直しの相談
- 新規借入の相談
- 経営支援の相談 など





9 さまざまな支援メニュー

北海道イノベーションプラットフォーム

当協会が事務局となり、北海道立総合研究機構、北海道中小企業総合支援センター、北海道貿易物産振興会との4機関で「北海道イノベーションプラットフォーム」を設置しています。本プラットフォームは事業者のさまざまな経営課題の解決に向けて4機関が連携・協力し、事業者の経営革新の支援を行うものです。研究・技術開発に関することや、新事業展開などへの助成、金融支援・経営支援、販路開拓等に関するご相談があれば、お気軽にご連絡ください。



構成機関の概要 どの機関にご相談いただいてもOK!

5つの研究本部、21の試験場を有する総合試験研究機関



【支援内容】

農業、水産、森林、産業技術、エネルギー・環境・地質および建築・まちづくりの幅広い分野の専門家集団 / 研究成果、技術開発に基づく知見を生かした技術支援・指導の実績 / 大学、国等の研究機関や業界とのネットワーク

【お問い合わせ先】

法人本部(北海道総合研究プラザ)
TEL 011-747-2900
Email hq-soudan@hro.or.jp
<https://www.hro.or.jp/>



経営革新・創業・経営資源の確保・強化に関する事業活動を支援



【支援内容】

総合コンサルティング / 専門家派遣 / 地域資源活用、新事業展開等への助成 / 商談会や取引マッチング等の販路開拓支援 / 設備導入時の割賦、リースによる支援

中小企業診断士等のスタッフが創業や経営、事業承継に関するさまざまな相談に対応します。



【お問い合わせ先】

開設日時 / 月曜～金曜日 9:00～17:30
<https://www.hsc.or.jp>

経営支援部	TEL 011-232-2402
道南支部	TEL 0138-86-6695
十勝支部	TEL 0155-67-4515
釧根支部	TEL 0154-64-5563
道北支部	TEL 0166-68-2750
日胆支部	TEL 0143-47-6410
オホーツク支部	TEL 0157-31-1123

北海道産品のアンテナショップ「北海道どさんこプラザ」の運営等貿易振興と販路拡大を推進



【支援内容】

道産品の販路開拓を行う専門機関 / 国内外での商品販売ノウハウ / 国内外の流通バイヤーとのパイプ / 貿易振興、海外展開 / 豊富な商品データ

【お問い合わせ先】

TEL 011-251-7976(直通) <https://dousanhin.jp/>



事務局 道内10拠点でカバー 公的信用保証機関



【支援内容】

・公的信用保証機関
・創業や事業活動、事業承継等の融資の円滑化
・専門家派遣等の経営支援
・道内金融機関や中小企業支援機関、経済団体とのネットワーク

【お問い合わせ先】

TEL 011-241-5605(企業支援課 直通)



創業支援の取り組み

●創業 サポートガイド

創業の基礎知識や重要なポイントをまとめたガイドブックです。



●創業者向け専門家派遣

当協会をご利用いただいている(ご利用見込みを含む)中小企業者の皆さまに専門家を無料で派遣しています。



●創業情報誌

ご活躍されている創業者のストーリーを、創業をお考えの方へのアドバイスを含め冊子と動画で提供しています。

創業情報誌



YouTube動画



スタートアップ支援の取り組み

「J-StartupHOKKAIDO」や「北海道STARTUP RUNWAY」に参画し、行政やスタートアップ支援機関と緊密に連携して、スタートアップ企業への金融サポートと経営サポートに対応します。



J-Startup
HOKKAIDO

J-Startup HOKKAIDO

国のJ-Startup施策と連動しながら北海道から全国、世界での成長を目指す有望なスタートアップ企業を選定し、官民一体で重点支援するプラットフォーム



北海道STARTUP RUNWAY

北海道内のスタートアップ企業の成長支援を目的としてスタートアップ企業と行政、投資機関、支援機関、金融機関、企業を繋ぐためのプラットフォーム

スタートアップ企業の皆さま お気軽にご相談ください ※下記以外も承ります。

事業計画について
相談したい



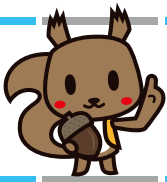
金融機関や
支援機関を
紹介して
ほしい



開発に
必要な借入を
検討している



ツナグ ゴシエン
相談窓口 経営金融相談専用ダイヤル TEL **0120-279-540**



10 お問い合わせ窓口

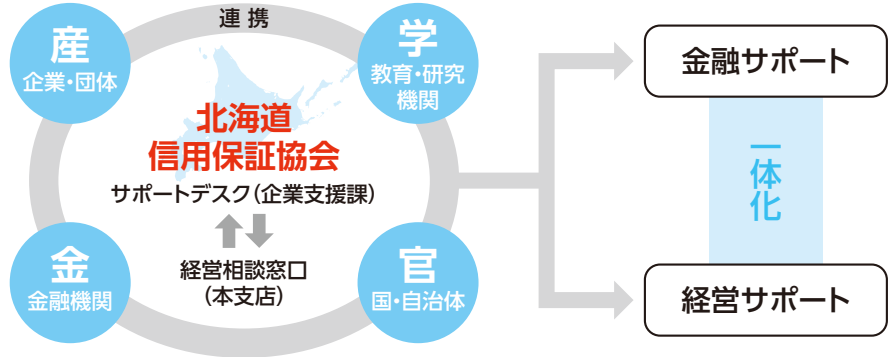
サポートデスク

TEL **011-241-5605**

【時間】 平日 9:00～17:10
(土・日・祝祭日を除く)

【サポート体制】

金融機関や他関係機関、外部専門家と連携し、中小企業の皆さまへの金融サポート、経営サポートに対応します。



● 事業承継サポートデスク

後継者問題について円滑に課題解決を行うための経営・資金調達相談等に対応する専用窓口で、相談から審査までワンストップで行っています。

● 海外展開サポートデスク

海外展開に係る経営・資金調達相談等に対応する専用窓口で、相談から審査までワンストップで行っています。

● 次世代産業関連サポートデスク

次世代産業(※)に関連する中小企業の皆さまの経営・資金調達相談等に対応する専用窓口です。

※次世代産業について

次世代半導体やAI(人工知能)、デジタルトランスフォーメーション(DX)等最先端のデジタル基盤を活用して、自動配送、自動運転、遠隔医療、航空宇宙、ドローン、テレワーク、スマート農林水産業等の各種サービスを実装する産業および次世代の再生可能エネルギー、脱炭素社会に向けたGX関連産業等(その他、各種技術・製品の機能等が格段に進歩する産業を含む)。

経営金融相談専用ダイヤル

フリーダイヤル ツナグ ゴシエン
0120-279-540

経営・金融相談にお応えします。

【時間】 平日 9:00～17:10
(土・日・祝祭日を除く)

※フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、011-241-5605 をご利用ください。
(通話料はお客様の負担となります)

夜間経営相談窓口

TEL **011-241-5605**

日中の来店が難しい方の、経営・金融相談にお応えします。

【時間】 原則、毎月第1・第3火曜日の当協会営業日
17:10～19:40

【場所】 北海道信用保証協会
本店1階
(札幌市中央区大通西14丁目1番地)

北海道よろず支援拠点「金融相談サテライト」

TEL **011-241-5605**

北海道よろず支援拠点との連携窓口として「金融相談サテライト」を設置しております。北海道よろず支援拠点のコーディネーターと連携して経営・金融相談にお応えします。

【時間】 平日 9:00～17:10
(土・日・祝祭日を除く)

※北海道よろず支援拠点は国が全国に設置する無料の経営相談所です。



金融機関の紹介窓口

取引金融機関がない場合や既存の取引金融機関から十分な融資を受けられない場合に、当協会が他の金融機関を紹介する相談窓口を設置しております。本支店窓口(P16参照)またはフリーダイヤルへお気軽にご相談ください。

〈ご相談窓口〉<https://www.cgc-hokkaido.or.jp/contact>

※紹介した金融機関での審査があります。





11 本支店のご案内

お気軽にご相談ください。

(連絡所は市町村の商工会議所、商工会内にあります)

本店

060-8670
札幌市中央区大通西14丁目1番地
TEL : 011-241-2231
FAX : 011-221-1085

連絡所 ●江別 ●恵庭

滝川支店

073-8691
滝川市大町2丁目5番32号
TEL : 0125-23-1201
FAX : 0125-22-1360

連絡所 ●岩見沢 ●深川 ●美唄 ●芦別

旭川支店

070-8691
旭川市7条通13丁目59番地2
TEL : 0166-24-1441
FAX : 0166-25-5649

連絡所 ●留萌 ●稚内 ●名寄 ●富良野 ●士別 ●上川

北見支店

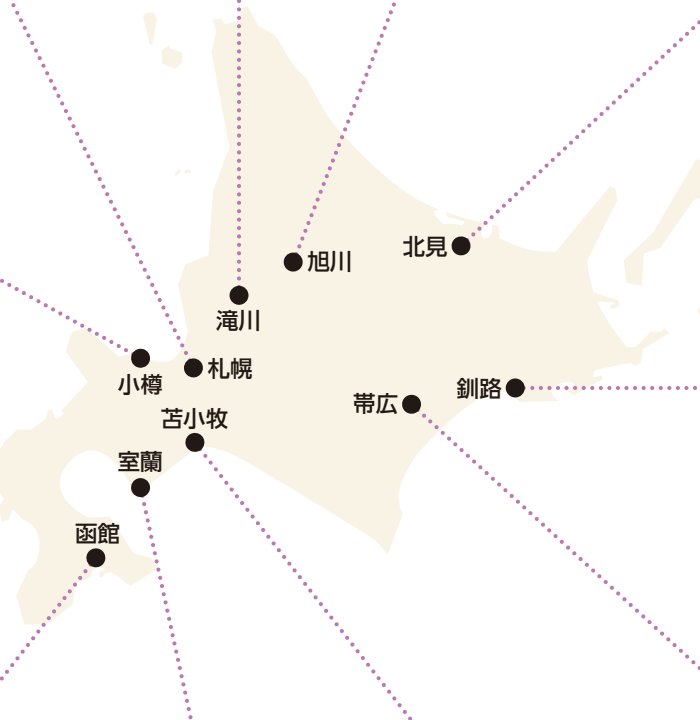
090-8691
北見市北8条東1丁目3番地
TEL : 0157-24-5196
FAX : 0157-24-5191

連絡所 ●北見(留辺蘂) ●網走 ●紋別 ●遠軽 ●斜里

小樽支店

047-8691
小樽市福穂2丁目22番1号
(小樽経済センター2階)
TEL : 0134-22-5188
FAX : 0134-22-5918

連絡所 ●岩内 ●倶知安 ●余市



釧路支店

085-8691
釧路市黒金町6丁目1番地
TEL : 0154-23-1361
FAX : 0154-23-1364

連絡所 ●根室 ●白糠 ●厚岸



函館支店

040-8691
函館市大森町24番1号
TEL : 0138-23-8425
FAX : 0138-23-8471

連絡所 ●北斗 ●江差 ●森 ●八雲

室蘭支店

050-8691
室蘭市東町4丁目29番1号
(室蘭市中小企業センター3階)
TEL : 0143-45-6001
FAX : 0143-45-7818

連絡所 ●伊達

苫小牧支店

053-8725
苫小牧市表町1丁目1番13号
(苫小牧経済センタービル2階)
TEL : 0144-33-1751
FAX : 0144-32-3915

連絡所 ●浦河 ●白老 ●新ひだか

帯広支店

080-8691
帯広市西3条南6丁目18番地2
TEL : 0155-24-3658
FAX : 0155-24-3661

連絡所 ●本別 ●清水 ●幕別

\ 北海道信用保証協会の情報発信 /

Facebook



Facebook
北海道信用保証協会 創業・経営支援チーム
<https://www.facebook.com/cgc.hokkaido.sougyoushien.team/>



LINE 公式アカウント



オーエンチャンネル (YouTubeチャンネル)



創業情報誌BSTJ

Business Support Team Journal



FMいるか

80.7MHz JOZZ1AA-FM

番組コーナー 北海道信用保証協会 函館支店

「まちの事業者オーエンラジオ」

毎月第1火曜日 15:30から放送中

